

意見書

平成16年8月18日(火)

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

-215-

カツヤニ
川崎市

電話：

「電波有効利用政策研究会 電波利用料率割合 最終報告書」

(案)に廻し、引継ぎとおり意見を提出します。

● 要旨：

「電波の逼迫状況が極めて深刻化している中で、電波が有限稀少な国民共有の資源であること」（最終報告書第1頁）を認識した上で、「経済的価値を勘案した電波利用料」制度に、国民経済的視点と市場経済の論理を大胆に導入することを提案した。

● 新たな「経済的価値を勘案した電波利用料」の改定

(a) 現在の電波利用料は、無線局を単位として10区分に分け、電波利用料益権を負担する方式である。

これを免許人又は受益者の事業収益の額を単位とするよう改定する。それは、税体系に類似したものとするところ。

(b) その際に、電波を一律に捉えるではなく、電波利用価値に比例して周波数帯の利用料区分を導入する。市場経済と alike、利用価値が高い資産は高く、低いものは安く、という価格政策を設定である。

(c) 同時に、コスト／パフォマンス概念を導入したい。

この場合、コストとは、たとえば "1M" といった周波数帯の1ユニットを指す。パフォマンスは、次の5項目評価軸を用意する。

① 受益産業及び受益産業群の市場規模

② 経済波及効果（産業連鎖的効果）

③ 雇用創出効果

④ 持続性

⑤ 成長性

以上、国民経済的視点を重視することとする。

- (d) 産業には一定のライフサイクルがある。「最終報告書（案）」第34頁に記されているように「非効率利用の自発的退去を促す」ニヤ、より適切な代替インフラへの転換を促すことも必要である。その上で、「広く優れた技術やサービスを有する者、新規参入を促進するニヤ」（第34頁）を実現していく。
- (e) 新たな電波利用料は、「衛星」「ケーブル」「プロードバンド」「光ファイバー」といった伝送路利用料金との整合性に配慮する必要がある。利用者にとって、合理的かつ公正な料金制度とするべきである。電波を管理する国が民間のインフラ事業の発展を妨げることは許されない。その意味で、私は「最終報告書（案）」に、他の伝送路との料金甲子比較と相互共存共栄政策の視点を要求したかった。
- (f) 最後に、「納付義務者」の特例措置について述べる。現在の免許不要箇所や消防無線、地方行政無線といった公益性の運用途を特例措置とすることは必要である。ただし、その場合、公益性を改めて定義しておくことと、限定使用にとどめる配慮が必要である。

● 総務省電波政策の役割

今回、「最終報告書（案）」は、2013年に￥923億と予想されるハイテク産業の発展を展望している。電波政策は、21世紀型の新たなパラダイムを描いて欲しい。総務省は、許認可から政策官庁として立場をより鮮明にして、わが国の電波資源の有効活用の水平を拓く。e-Japan計画や将来GDP拡大に寄与して欲しい。この提案は、そのことを願うとして記されたものである。